

報道関係者 各位

平成29年6月1日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 柳 澤 恭 仁

(直通電話) 03-5403-2265

ジェイウェーブ外1社不当労働行為再審査事件 (平成26年(不再)第52号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 三輪和雄)は、平成29年5月31日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ Y1社が、A2の組合加入通知後、同組合員の就労日数を減少させたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとした事案 ～

Y1社はA2の組合加入通知直後から同組合員の就労日数を減少させていると認められ、加えて、そのことに対するY1社の合理的な説明は認められないから、当該就労日数の減少は同人の組合加入を理由としてなされたものと推認せざるを得ず、Y1社がA2組合員の就労日数を減少させたことは、組合員であるが故に行われた不利益取扱いに該当すると認めるのが相当であり、さらに、そのような行為は、組合活動を萎縮させ得るものとして、支配介入にも該当する。

I 当事者

再審査申立人：全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(「組合」)(大阪市西区)
組合員約1800名(初審査問終結時)

再審査被申立人：有限会社ジェイウェーブ(「Y1社」)(堺市美原区)
従業員約30名(初審査問終結時)

同：有限会社友心産業(「Y2社」)(堺市美原区)
従業員約10名(初審査問終結時)

II 事案の概要

1 本件は、Y1社らの次の行為が不当労働行為であるとして、組合が、大阪府労働委員会(以下「大阪府労委」という。)に本件救済申立てを行った事件である。

- (1) A1組合員の就労復帰を認めなかったこと
- (2) A2組合員の就労日数を減少させたこと
- (3) A2組合員に専属車両を割り当てなくなったこと
- (4) Y2社の代表者であるB2がA2組合員に対して組合脱退の働きかけをしたこと

2 初審大阪府労委は、平成26年10月14日付けで、上記1(2)のY1社がA2組合員に対する就労日数を減少させたことは、労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断し、Y1社に対し、①配車差別の禁止、②賃金差額の支払い、③組合に対する文書手交を命じ、その余の救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、本件再審査申立てを行った。

III 命令の概要

1 主文

本件各再審査申立てをいずれも棄却する。

2 判断の要旨

(1) 争点1 (Y2社は組合並びにA1組合員及びA2組合員の労組法上の使用者に当たるか)

Y1社及びY2社は、互いに必要に応じて業務提携をし、共同配車を行っているが、法人格、代表者等はそれぞれ異なり、両社はそれぞれ独立した法人として活動していることから、両社が実質的に同一であるということは到底できない。また、Y2社がY1社の賃金や就業時間、休暇等の労働条件等の決定に関与したことはないことから、Y2社がY1社の運転手の労働条件を支配決定で

きる地位にあったとは到底いえない。そして、他にY2社がY1社の労働者の基本的な労働条件等について、Y1社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったことを示す事情も認められない以上、Y2社は、組合並びにA1組合員及びA2組合員との関係で労組法第7条の使用者に当たらない。

(2) 争点2 (A1組合員の就労復帰を認めなかったこと)

A1組合員は脳出血により入院したのであり、同人が就労復帰して乗務中に再び発症すれば、重大な事故につながるおそれがあり、そのような事態が生じれば、Y1社は、A1組合員の使用者としての責任を免れない可能性があるのだから、Y1社が、同人の就労復帰について慎重であったこと自体は、無理からぬ面がある。

Y1社が、A1組合員の就労復帰の判断をA1組合員の主治医に確認したところ、主治医は現時点では就労復帰が認められない旨述べた後、団体交渉において、Y1社が、A1組合員が薬を取りに行っている証拠として、薬代の領収書の提出を求めたところ、組合及びA1組合員は、提出を約したにもかかわらず、これを提出せず、また、医療照会するためのA1組合員の同意書の作成に協力するよう求めたが、組合はこれも拒否した。

Y1社は、A1組合員の就労復帰が可能であるかについて慎重に取り扱う必要があり、組合及びA1組合員は就労復帰可能であることをY1社に示せていないのであるから、Y1社が現状においては判断がつかず、就労復帰を認められないとしたことには合理的な理由があるというべきであり、労組法第7条第1号あるいは第3号の不当労働行為はいずれも成立しない。

(3) 争点3 (A2組合員の就労日数を減少させたこと)

A2組合員は、組合加入直後から就労日数は絶対的にも相対的にも顕著に減少したといえ、同人が不利益を被ったことは明らかであり、また、Y1社の代表者であるB1と組合の間には緊張関係があったといえることができる。そして、Y1社におけるA2組合員の就労日数減少に関する合理的理由は認められない。

そうすると、Y1社がA2組合員の就労日数を減少させたことは、組合員であるが故に行われた不利益取扱いに該当すると認めるのが相当であり、さらに、そのような行為は、組合活動を萎縮させ得るものとして、支配介入にも該当するといえ、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

(4) 争点4 (A2組合員に専属車両を割り当てなくなったこと)

A2組合員が平成24年7月まで主に乗務していた車両番号5の車両については、平成24年8月は塗装整備を行っていたことから、同車両を割り当てることは不可能であった。そして、A2組合員は同車両に生コンを付着させたままであったなどメンテナンスが不十分であったというのであるから、塗装整備後に同車両に乗務させないこととしたのは無理からぬ面があり、平成24年8月以降にY1社がA2組合員をそれまで主に乗務していた車両番号5の車両に乗務させなかったことには、相応に合理的な理由がある。

また、平成24年8月から10月半ばまでの期間にA2組合員に専属車両が割り当てられていなかったことについては、A2組合員とY1社において「常勤」と称される他の運転手の乗務車両の状況との間に特段の差異は認められないほか、Y1社における他の従業員の乗務車両をみても同一車両に乗務している運転手はほとんどいないことが認められることからすれば、Y1社がA2組合員に同期間に専属車両を割り当てなかったことが、労組法第7条第1号の不利益取扱いに当たるとはいえない。

(5) 争点5 (Y2社の代表者であるB2がA2組合員に組合脱退を働きかけたこと)

Y2社の代表者であるB2が実質的にY1社の管理職的な地位にあることを認めるに足る証拠はないし、また、前記(1)のとおり、Y2社はY1社の従業員の使用者とは認められない。さらに、本件発言が、Y1社の代表者であるB1の指示を受けた、あるいはY1社の意を体して行われたという事情も認められない。したがって、Y2社の代表者であるB2がA2組合員に対してなした本件発言をY1社の行為とみることはできない。

(6) 争点6 (救済利益及び救済方法)

A2組合員への賃金支払いを命じる初審命令主文第1項にある「平成24年8月分以降の同組合員が就業していた期間の賃金」のうち、「平成24年8月分」とは、同月に支払う賃金のことをいうものと解されるところ、A2組合員に対する賃金の支払い条件は、月末締め翌月10日払いになっていることに鑑みれば、24年7月21日から31日までの分を含む7月就労分が含まれることは明らかであるから、組合主張の不服はその前提を欠く。

その余の点については、本件における全ての事情に鑑み、初審命令主文の救済が相当であると考えられる。

【参考】 初審救済申立日 平成24年12月25日 (大阪府労委平成24年(不)第92号)
初審命令交付日 平成26年10月1日
再審査申立日 平成26年10月14日